

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 7号

発行 08年08月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

7月30日第2回口頭弁論が開かれました

—横浜地裁—



原子力空母ジョージワシントン

私たち第四次厚木爆音訴訟原告団が横浜地裁に提訴している「爆音訴訟の第二回口頭弁論」が7月30日(水)午前10時から、横浜地裁(北沢章功 裁判長)101号法廷で開かれました。75名の原告が早朝から傍聴と、口頭弁論終了後「ワークピア横浜」で開かれた「報告集会」に参加しました。今回の口頭弁論では、①追加提訴分訴状・答弁書陳述 ②小沢弁護士から「住民の被害を認定するためにも、裁判所には早い時期に航空機騒音を体感して欲しい」と現地検証の必要と早期実施の要請を意見陳述し ③福田弁護士からは「行政・飛行差止請求での被告(国)の答弁書に対する反論」と、自衛隊法に基づく基地使用に関連する防衛大臣の権限の行使、日米地位協定に基づく基地の使用についての釈明を被告(国)に求め ④追加提訴原告から中村洋子さん(相模原)と鈴木聖樹さん(町田)のお二人が「米軍機の爆音による日常生活での被害の実態」や「航空機騒音への永年の想い」を怒りを込め原告意見陳述しました。

さて、5月28日、空母「キティホーク」が離日しました。その後継艦である原子力空母「ジョージ・ワシントン」が5月22日太平洋上で火災を起こしました。その原因は「たばこの不始末」という低い次元のもので、「安全の保証」を懸念する声が大きく高まっています。さらに新たなニュースとして、「原潜ヒューストン」が放射能漏れを起こしていたことが判明して、原子力艦船の安全性は危険極まりないものであることが明らかになりました。私たちはこのような状況の中で裁判勝利と合わせ、一連の原告行動を起こすことにしました。原告の皆さんが積極的に参加されることを期待しています。

～第二回口頭弁論の内容について～

弁護団事務局長 石黒 康仁



連日の真夏日が続く暑さの中で、横浜地裁101号法廷で第2回口頭弁論が開かれた。被告席には、いずれも上着ネクタイ着用の国側指定代理人が勢揃い、かたや原告席には半袖ノーネクタイの中野団長以下思い思いの服装の弁護団が着席し、定刻に黒法衣の3裁判官が入廷し裁判が始まった。このような夏モードの法廷風景をこれから何回、何年にわたって見ることになるのだろうか、審理の促進、早期解決を願わずにはられない。

4月21日追加提訴の924名の原告にとっては本日が第1回の弁論ということで、飛行差止と損害賠償請求を求めた訴状が陳述され、被告からは第1回(5月12日)の時の答弁書をそのまま引用する形で答弁がなされ、ここに総勢7052名による第四次厚木基地爆音訴訟が名実とともに始まったことになる。

被告は、答弁書において、自衛隊機に関する民事差止請求に対して、厚木一次最高裁判決(平成5年2月25日)を引用して「行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして」、民事訴訟としては不合法であり却下を求めるとして型どおりの答弁をしていたため、これに対して当方は大阪空港訴訟大法廷判決や他の最高裁判例から掘り起こして、これら判例との整合性を図る限り厚木一次最高裁判決は先例たり得ないとしてその不当性を強く指摘する書面を提出した。これは、民事訴訟による差止の正当性を主張し、これに対する民事不合法という被告の反論を更に導き出すことで、行政訴訟の訴訟要件を争う被告の自己矛盾を裁判所に印象づけようとする狙いがある。

行政差止請求に対しては、被告から答弁書において自衛隊機の運航に関する防衛大臣の行政処分の内容について釈明を求められていたため、自衛隊法各条文に基づく防衛大臣の権限の行使が公権力の行使であるとして反論し、更に米軍機の飛行差止に関して日米地位協定に基づく基地の使用関係との関連で政府統一見解の解釈などについて詳細にわたる釈明を求めた。

民事及び行政による差止請求という新たな手法をとった四次訴訟においては、裁判の導入部において請求の法的根拠をめぐってこの

ような理論的な主張が展開されるのはやむを得ないところであるが、今後、具体的な騒音被害の実態を騒音計測データや原告らの生の声(陳述書や本人尋問)で立証していくのは勿論のこと、基地訴訟の定番の争点と言える被告から出される「危険への接近」論や防音工事減額に対する反論などで具体的な事実を踏まえた主張を展開していくことになる。勿論、差止請求を根拠づけるための「重大な損害」としての健康被害についても主張立証をしていかなければならず、現在、弁護団健康被害チームにて準備に没頭しているところである。

今回の期日では、別の欄でも紹介されているとおり、小沢弁護士や中村・鈴木両原告本人から意見陳述がそれぞれなされ、最後に裁判長から来年3月までの弁論、進行協議期日が指定された。これは第2回期日に先立って7月23日に裁判所で進行協議期日が開かれ、早期かつ計画的審理を求める原告の要望が入り入れた結果である。

なお、この協議期日には裁判官も含めてかなり突っ込んだ意見交換がなされており、その過程で各弁論期日には原告本人1名の意見陳述の機会が与えられることとなった次第である。本人尋問とは訴訟上の位置づけが異なるが、原告の日頃の率直な思いをぶつける場として大いに利用していただきたい。

～原告の意見陳述全文～

中村 洋子さん(相模原支部)



1、私は、現在の住所地に昭和55年4月から居住しています。2人の子どもの3才と1才のときに、この地に家を求めました。私の家は、厚木基地の滑走路の北端から約7～8キロ離れた延長線上にあります。当時は厚木基地という名前は知っていましたが、具体的にどこにあるかは知らず、地域のことを知るようになってから、こんなに近くにあるということを知りました。引っ越して来た頃から、ジェット機や戦闘機が飛んでいましたが、10年ほど前から飛行ルートが変わったのか、家の真上を飛ぶようになりました。

私の住んでいる相模原市旭町は、一昨年末で航空機騒音地域指定から1キロも満たない範囲で外れていました。ですが、爆音は空から降ってきますから、地上の線には関係ありません。同じように爆音に悩まされ続けてきました。

米軍のジェット機が飛行すると、かなり低空で飛行して爆音をまき散らします。そのため会話は全くできない状態になります。もちろん夜間も飛びます。夜間の飛行は爆音の被害とともに大きな恐怖を感じます。

私は、介護ヘルパーを平成12年からやっていますが、介護現場では、寝たきりの利用者は、爆音によって、安眠を妨げられたり、また、介護に当たっているとき、話を中断せざるを得なかったり、利用者の話をこちらが聞き取れず、何度も聞きなおすという場面を多々経験してきました。このようなことは、利用者に不安や不信を与え、一番大切な信頼を損ねることにつながります。介護に携わるものとしては、信頼こそが命ですので、とてもつらいことです。

私生活では、特に日中正午過ぎによく爆音にさらされますが、テレビのニュースやドラマの音がまったく聞き取れなかったり、電話の最中に航空機の飛来があると電話の会話の中断は、必ずです。市内の友人ですと「もうすぐそっちに行くわよ」などと言いつつ合うこともあります。遠隔地の友人の場合ですと、「一体何事？」とよく言われ、びっくりされます。建物やガラスの振動もかなりのものです。

私の家がある地区は、騒音地域に昨年指定され、住宅防音工事ができるようになりましたが、築年が新しいため、我が家はその対象から外れています。また、工事をされた近所のお宅でも、年中窓を閉め切るわけにもいかず、振動は相変わらずで、状況に大きな差が出たとは言えないとおっしゃっています。

それに、今回地域指定の拡大があっても、隣の相模原市御園という地区は外されています。そこに住む友人は同じようにうるさいの被害を訴えています。防音工事の制度も騒音地域の指定の制度も不合理な面が非常に多いと思います。

相模原市では、自治会連合会ごとに、地域の課題をまとめて市長との懇談で解決の糸口をさぐる市政懇談会を行っています。毎年課題として浮上するのは、航空機騒音の問題です。21万人を超える市民が署名を集めて航空機騒音の軽減改善やNHK受信料の減免を要望したりしていますが、一向に良い回答は得られておりません。厚木基地を取り巻く周辺市100万人の人々が、爆音や事故の恐怖におびえていると聞きます。一刻も早い状況の改善が必要なのは明白です。

- 2、 私の居住する地域では、近隣をざっと見回しただけでも、大学が1校、高校が3校、中学が6校、小学校が11校存在します。

私は、地域の小学校の学校評議委員（学校運営に地域の声を反映させるために任命される委員のこと）をこれまで二校ほどやらせていただいております。

その中でも話題になるのは、爆音のことです。勉学中はもちろん、集会や各種学校行事の最中の爆音は、子どもたちの集中力をないがしろにしますし、先生方は、授業や指導を中断せざるを得なく、指導上、大きな影響を及ぼしています。

学校行事や試験の期間は、飛行をしないよう申し入れをしているとのことですが、実際は守られておりません。昨年爆音のため、一大行事である運動会を中断した学校が何校もあったという話は、まだ記憶に新しいところです。

- 3、 さらに、私たちが一番危惧していることは、航空機事故の可能性がまったくないとはいえないことです。相模原市の特に南部は、交通の利便性がよく、東京や横浜のベッドタウンとして発展してきました。そのため、住宅が密集し、近年では、高層の建築物も増えてきて、人口密度も高まっています。

その様な地域の上空を、市民生活にまったく関係のない軍用機が飛び交うなど、リスクが高すぎて、あってはならないことです。

今年の春には、相模川の河川敷に米軍のヘリコプターが不時着した事故があり、私はすぐに、横浜市緑区に米軍機が墜落した事故や沖縄で大学にヘリコプターが墜落した事故を思い出しました。私は航空機の墜落の恐怖を常に感じています。

米軍や自衛隊の飛行機が思いのままに飛んで、市民に不安を与えたり、日常生活に障害を与えるのは、到底甘受することはできません。

飛行の差し止めはこれまで認められていなかったと聞きました。本当に私達はこのような我慢を続けなければならないのでしょうか。政治と司法が本来の使命に基づいて、私達の命や生活を守ることを強く望みます。



鈴木 奎樹さん（町田支部）



- 1、 私は昭和51年（1976）横浜市神奈川区から町田市に引越し、新所帯を持ちました。昭和53年（1978）現在の金森に新居を構えて30年余、妻と共に子供ふたりを育て上げて参りました。

住居の位置は厚木基地の北端から北へ約6.6km、滑走路延長線上から東へ約1kmという位置にあります。進入発進する軍用機を大きく斜めに見上げる格好になります。

私が転居して来た当時、航空機騒音は現在ほど酷くありませんでした。転居後に、爆音は酷くなって行き、現在も爆音に苦しめられております。

- 2、 町田市民になって間もない頃のことだったと思います。横浜市緑区に米軍のジェット戦闘機が墜落して炎上、周辺の民家数軒に被害を及ぼし、若い母親と幼い子供2人が犠牲になるという痛ましい事故が発生しました。3歳の子供が息を引取るとき「パパ、ママ、バイバイ」のつぶやきが最後のひと言だったとの事。この時事故機を見捨てて脱出、パラシュートで降りてきた乗員を自衛隊がいち早く収容、燃えている民家の消防救出活動を横目にそのまま走り去った、という多少情緒的にも云える報道が全国民に衝撃を与えました。

数キロしか離れていない町に移ったばかりの私は事の重大さに、この住いは厚木基地の飛行ルートの下だった事に改めて気が付いたのでした。そして、当時の日本の国の抛って立つ形、対外的位置等について現実を突きつけられた思いでした。この形は今も全く変わっておらず、却って悪い方向に向かいつつある事を痛感し、これは座視するわけにはいかないと、今回平成18年に自分の居住する家が新たに騒音地域に指定されるという機会を得て立ち上がった訳であります。

- 3、 私は妻と共働き、就学前の子供二人の保育園通いに私の母親に一時期同居して貰ったのですが当時は今日ほどでもなかったジェット機の騒音に横浜市神奈川区に居住していた母親が驚いてしまい、住んでいられない、と帰りたいがのを説得するのに苦労したものです。

軍用機の飛行は当時から土、日、祝祭日もお構いなし、時間帯も時には夜中の10時過ぎまで爆音をまき散らしていました。そして自国の祝祭日（独立記念日、Xマス、etc.）には静かなものです。自主独立・法治国家の日本に於いて、あたかも己は治外法権下にあるでも錯覚しているのが米軍ではないでしょうか。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が基地周辺の住民には充分保障されていない現実を、国及び米軍に対して強く知らしめるべきであると考えます。憲法で全ての国民に保障された「生存権」について、国・米軍は如何なる見解をもっているのか、今後如何なる運用を考えているのか知りたいところです。

- 4、 平成18年（2006）に新たに拡大された騒音地域に我が家も該当し訴訟に加わる資格が得られたわけですが、この地域での国・防衛省による住宅防音工事について所見を述べます。

我が家は地域線から約250m内側に入っていますが、同じ町内でこれから外れてしまった家も多数あります。道一本隔てた指定区域外の家でも爆音を受ける度合いは全く同じなのです。私はこういう多数の住民の声を背負って、もの申したいと思っております。

私は建築設計を仕事にしていた関係で、木造住宅の防音工事にはその効果については若干の疑問を持っております。我が家の指定区域内の住宅は99%木造一戸建てで、去年から早い家では防音工事を完成しております。

そこで効果の程を聞きましところ、期待していた程のものではなく却ってエアコンのために窓は閉め切り、外の空気が全く入らないには息が詰まる、と。あの破壊的ともいえる瞬間的、或いは数秒間の継続する爆音とその上に振動の様な空気の揺れ（衝撃波とでも云えましょうか）は木造構造では防ぐことは土台無理なのです。コンクリートを厚くして全面を覆ったシェルターの様な構造でどうか防げるのです。国・防衛省が実施している住宅防音工事は第三次訴訟東京高裁判決での「爆音は受忍限度を超え、国は騒音解消・被害軽減に向けての抜本的対策を怠っている。」との厳しい指摘を受けて、国・防衛省による血税をばらまいてのゼスチャーに過ぎないのではと思われるのです。



重ねて言います。木造防音工事は、この爆音被害地域内ではその効果はさして期待できないのです。そういう意味で国・防衛省は、完成済みの防音住宅でのその防音効果についての十分な検証をし、その結果を何らかの形で公表すべき義務があると思います。

5、 第四次訴訟では総勢 7000 余名の原告団となりましたが、これ以外にも国が定めた爆音被害地域に隣接した指定外地域に居住されておられる為、この裁判に加わる事の出来ない多数の地域住民の方々、又 裁判に加わる事の出来る資格がありながら様々な事情から自らの思いを表に現す事の出来ない方々等々、潜在的な被害者が多数いることが考えられます。私はこういう方々を背景にして裁判に望みたいと思っております。

裁判所におかれましては、世間巷間のこういう声なき声の存在をも見落とされることなく、どうか飛行差し止め等、より実効性の高い効果のある判決を下される様お願い申し上げます。

厚木基地の軍用機を岩国に移転するという再編計画は、今度は岩国へ爆音被害を転嫁するだけのことに過ぎません。また、横須賀軍港への米原子力空母の新たな配備は、今まで以上に厚木基地の強化につながり益々環境破壊が進むであろう事は火を見る如く明らかです。

私達はもうこれ以上の爆音被害はいらない。一日も早く静かな町に返して欲しいとの切実な思いを強く訴えたいと思います。

今後の口頭弁論（裁判）期日が決まりました

第3回口頭弁論 08年10月6日（月）10時
JR・関内駅 9時00分集合
横浜地裁前小集会9時30分～
報告集会 11時20分～

第4回口頭弁論 08年12月10日（水）10時
JR・関内駅 9時00分集合
横浜地裁前小集会9時30分～
報告集会 11時20分～

第5回口頭弁論 09年2月23日（月）13時30分
JR・関内駅 12時30分集合
横浜地裁前小集会13時00分～
報告集会 14時50分～

*この他に 進行協議 弁護団会議 が随時行われています。

第四次訴訟の口頭弁論裁判が行われる横浜地裁 101 号法廷の傍聴定員は 84 名です。

原告団から毎回 80 名以上の傍聴参加を計画しています。詳細は、その都度各支部を通じてお知らせします。私たち原告の裁判に対する関心と期待の大きさを裁判所や世間にアピールするためにも多数の原告の参加をお願いします。

※参加される方は各支部長に連絡下さい。

原告の声



厚木基地第四次訴訟 第2回公判を傍聴して

相模原ブロック 山村充夫

今回の公判でも私たち原告側から 2 名の意見陳述がされました。弁護団から裁判所に対して、騒音被害の実態について裁判官にその騒音の実態を早期に聞いてほしいとの主張でしたが、厚木基地がどこにあるかも知らなかった人が、飛行コースが変わったため会話も出来ないほどの騒音に悩まされ、また、介護の仕事についているため、騒音により被介護者との意思疎通もうまく出来なく、信頼関係が難しくなった、などと深刻な状況の陳述がされ、また町田にお住まいの方からは町田に転居後すぐに米軍ジェット機が近くに墜落したことで、自分の居住がジェット機のコース下にあることを知り、怒りを感じていたが、防音対策についても国は木造住宅の防音効果について検証する義務があるのではないかと指摘をされました。

二人の原告の方の陳述は内容も充実していて国に訴える力も強く感じました。被害を受けているのは原告だけでなく、騒音地域すべての住民であり、また、原告になれない被害者もいると言うことを強く印象付けられた公判でした。飛行差し止めを最後まであきらめることなく共に闘っていきましょう。

「普天間基地爆音訴訟」と 「横田基地飛行差し止め訴訟」に判決

私たちの第四次訴訟の行方にも大きな影響をもたらす「沖縄・普天間訴訟・一審判決」と「東京・横田基地訴訟・控訴審判決」が相次いで出されました。

普天間・横田訴訟の判決要旨は次の通りです。

【普天間基地爆音訴訟地裁判決】

判決日・6月26日（木）那覇地裁・沖縄支部

02年10月、原告404人で国に「米軍機の夜間・早朝の飛行差し止め」と「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、那覇地裁・沖縄支部に提訴。

【判決要旨】

- ① 原告全員に損害賠償（1億4600万円）を命じた。
*75W以上100円/1日当たり
*80W以上200円/1日当たり
- ② 「差し止め請求」は「国が普天間飛行場の活動を制限できる立場にない」として棄却。
- ③ 国が主張した、騒音を知らず騒音地域に転入した原告の「危険への接近」は退けた。
- ④ 爆音は、「高血圧や肩こりなどのストレスや生活妨害による精神的苦痛の原因になっている」「会話や通話の妨害や睡眠妨害などによる精神的な被害と騒音との因果関係」と被害を具体的に認定。

【横田基地飛行差し止め訴訟控訴審判決】

判決日・7月17日（木）東京高裁

94年12月、原告320人で「米軍機の飛行差し止め」と「騒音被害に対する損害賠償」を求め、東京地裁八王子支部に提訴。

03年5月 東京高裁に国・原告双方が控訴（原告約260人・約70名が控訴を断念）

【判決要旨】

- ① 「騒音被害は受忍限度を超えて違法」
- ② 過去の騒音被害について「損害賠償（1億9400万円）」を命じた。
W 値（月額）・75 以上～3000円 ・80 以上～6000円
85 以上～9000円 ・90 以上～1万2000円
但し、新コンターで対象区域から外れた約30人は賠償対象外となった。
- ③ 「危険への接近不採用」
一審では、被害区域に転入した原告について「賠償金を減額」したが、二審では「被害を放置した国の責任を重視」して減額はしない。
- ④ 「飛行差し止め」は棄却

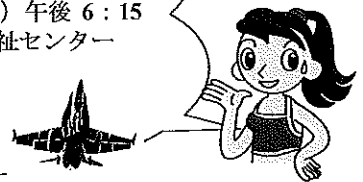
私たち第四次訴訟団は、普天間・横田訴訟団が裁判闘争に勝利するまで、同じ苦しみを抱える仲間として連帯して支援を行ってまいります。

原告のみなさんへ！

全国基地爆音訴訟原告交流集会へ積極的参加を

とき：9月6日（土）午後6：15
ところ：大和市保健福祉センター

別紙参照！



原告のみなさんへ 「会員証」を配布しています

現在、原告団では入会金・年会費を納付された原告の方全員に、第四次厚木爆音訴訟団「会員証」を各支部の支部長・ブロック長さんが一軒一軒配布しています。

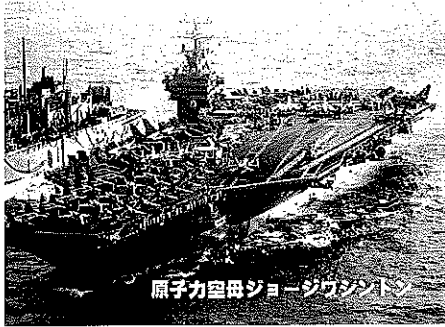
「会員証」は、8月31日までに配布する予定になっています

- ① 第四次厚木爆音訴訟の原告であることの証明
- ② 裁判が終了して、「損害賠償」をお支払いするときの証明などに必要です。

入会金・年会費未納の原告の方は、至急お近くの郵便局で納付してください。

※全員に配布されるまで今しばらくお待ち下さい。

爆音カレンダー 原子力空母入港 爆音測定活動



原子力空母ジョージワシントン

ジョージワシントン 9月25日頃横須賀

火災事故で入港が遅れていた米原子力空母ジョージワシントンは9月25日頃に、いよいよ横須賀に入港することになりました。四次訴訟団が入手した情報では、ジョージワシントンは8月21日にサンディエゴを出港、9月25日横須賀に入港。休養をとったあと10月6～10日、韓国釜山沖で行われる国際観艦式に参加する、とされています。「たばこの不始末」で火災事故を起こしたことに見られるように、われわれが危惧している安全性は全く保証がないままに、また環境汚染問題など何ひとつ解明されないままの、理不尽極まりない強行入港です。「動く原子炉」の恐怖は横須賀周辺の市民だけでなく日本国民全体の問題です。そして私たちが住む厚木基地周辺は、米空母の横須賀母港化により将来にわたって艦載機の爆音に苦しめられることとなります。

「平和で静かな空を取り戻そう」とするわれわれの願いは、爆音の元凶である米空母の横須賀母港化を阻止しないかぎり実現しません。第四次訴訟団は裁判勝利と合わせ、空母の横須賀母港化反対の闘いも、自らの重要な課題として取り組んでいかなくてはならないと思います。

さて空母ジョージワシントンの日程からみると、横須賀入港の2～3日前辺りから艦載機は厚木基地に帰還することになり、パイロットの休憩をとった29日ごろから釜山沖の観艦式に備えた訓練が始まるとされています。ですから、9月22日ごろから、あの拷問にも近い爆音が私たちの上空を襲うことになるでしょう。この時期に原告団は下記に記すように「爆音カレンダー活動」と「爆音測定・監視行動」を起こすことにしました。また原子力空母の入港という新たな動きのなかで、基地を抱える市民の声を大きくアピールすることが問われている時期ですので、この二つの活動と連動させて、大和市内での「原子力空母の横須賀入港抗議」の行動を起こす準備もすすめています。ぜひ、これから取り組む第四次訴訟団の一連の行動に原告の皆さんの積極的な協力をお願いしたいと思います。

爆音カレンダー35日間 その日に感じたこと記録しよう

原子力空母が横須賀に入港し、爆音が激しくなるだろうと思われる、9月21日から10月25日までの35日間、原告世帯単位を対象に「爆音カレンダー活動」を実施します。

これは、新たに配備された原子力空母ジョージワシントンの艦載機と相互に飛び交う自衛隊機などの飛行状況・爆音の実態を多数の原告で記録し、裁判の有効な証拠資料にするためのものです。

下記の「航空機爆音被害カレンダー」用紙により取り組んでいただきます。

【航空機爆音被害カレンダー】	
氏名【 】	原告番号【 】
20年9月21日 (日) 天気()	爆音の状況、困ったこと、感じたこと、子どもなど家族の様子等々
20年9月22日 (月) 天気()	

- 記録期間 9月21日～10月25日までの35日間。
- 対象 原告世帯単位で取り組みます。
数は多いほど証拠資料としての価値は高くなります。
強制ではありませんがぜひ自主的に記録して下さい。
- 記録例 ①爆音のうるささの状態、その時に感じたことを記入して下さい。気持ちを率直に表すことが大切です。
②比較的静か、または全く静かな日であっても、その感想を記して下さい。
③外出・その他の理由で記載できない日があっても差しつかえありません。その日は空欄で結構です。
④記録用紙の枠内に記入できない場合は、枠外にはみ出ても結構です。用紙の不足分はご自身で補って下さい。
- 集約日 10月31日までに事務所に郵送して下さい。

※ 記録用紙は、9月15日ごろ送付致します。

9月29日、基地南北で 爆音測定監視行動

前述したように米原子力空母ジョージワシントンの日程から見て、この時期の艦載機の訓練がピークに達するだろうと思われる日は9月29日と想定されます。

よってこの時期に原告団は「爆音測定・監視行動」を行うことにしました。この爆音測定記録は、「爆音カレンダー」同様裁判の証拠資料として活用するとともに、後日、政府関係機関（防衛省・外務省など）に抗議の行動を起こすときの具体的なデータとして役立てたいと考えています。

行動の具体的内容は8月26日の実行委員会で最終確認を行います。先日の役員会では大すじ次の構想で取り組むことになりました。

【爆音測定・監視行動の構想】

- | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行動名称 | 第四次訴訟団、爆音測定監視行動 (仮称) |
| 行動日 | 9月29日(月)～30日 6:00～20:00 (予定) |
| 測定場所 | 基地北側・・・上草柳8丁目 みどりのひろば (予定)
基地南側・・・福田 355番地ちびっこひろば (予定) |
| 担当支部 | 基地北側・・・町田・相模原・座間・大和1～4支部
基地南側・・・綾瀬・海老名・藤沢・大和5～6支部 |
| 測定時間 | 朝 06:00～9:00まで 室内にて測定器による作業
昼 09:30～16:00まで 屋外ひろばで現場測定
夜 16:30～20:00まで 室内にて測定器による作業 |
| 原告集会 | 南北とも 16:00～16:30
①爆音測定総括報告
②裁判の近況報告と今後の流れ
③原子力空母の横須賀入港と基地情勢
④当面する原告団の活動などを決議 |
| 支援団体 | 厚木爆同・平和運動センター・県央共闘
弁護団も多数参加します。 |
| 原告集合 | 原告の皆さんは 15:30測定場所(南北のひろば)にお集まり下さい。
各南北とも200名規模集会を予定しています。 |

なお詳細は8月26日の実行委員会で検討します。状況によって内容に变化がある場合もあります。確定したら改めてニュースチラシなどでお知らせします。

